

指定排水設備工事店変更届

令和 年 月 日

土 浦 市 長

土浦市指定排水設備工事店規則第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

届出人 (代表者)	住 所		指定番号	第 号
	名称(商号)	印	電話番号	
	氏 名	印	FAX番号	
変更届出 事 項	1 本社又は営業所の移転 2 代表者又は名称(商号)の異動 3 営業(休止・廃止) 4 主任技術者の異動(変更・死亡・補充), 業務(休止・廃止) 5 その他()			
変更事項 発生年月日	令和 年 月 日			
変更前				
変更後				

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定中「日本下水道協会茨城県支部」を「茨城県下水道協会」に改める部分は、平成23年7月1日から施行する。